

通所利用者送迎車両運転及び温冷配膳車等運搬業務仕様書

1 概要

香川県ふじみ園における日中活動利用者の送迎及び温冷配膳車等の運搬業務を安全かつ円滑に行う。

2 業務名

通所利用者送迎車両運転及び温冷配膳車等運搬業務

3 業務実施場所

香川県ふじみ園（香川県丸亀市飯山町東坂元3667番地）

4 業務実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 従事する業務

【通所利用者送迎車両運転業務】

(1) 業務内容

ア 香川県ふじみ園が用意した車両「マイクロバス・乗車定員29人（以下「マイクロバス」という。）」2台を運転し、香川県ふじみ園の施設を利用する障害を有する者（主として知的障害者）を送迎する。

イ 上記アのほか、運行管理に必要なマイクロバスの点検・整備、清掃管理、事故対応、給油等を行うものとする。

(2) 業務日程

原則として、次の日を除く毎日とする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 8月13日から8月15日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（上記ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 運行経路

ア 丸亀市方面 1台

イ 坂出市及び高松市方面 1台

(4) 業務従事時間

業務従事時間は次のとおりとし、当該業務従事者が温冷配膳車等運搬業務を兼ねる場合は、双方の業務に支障を来たさない範囲内で時間調整できるものとする。

ア 8時30分から10時30分（2時間）

イ 15時30分から17時30分（2時間）

【温冷配膳車等運搬業務】

(1) 業務内容

ア 香川県ふじみ園が用意した車両「トラック 2t (以下「トラック」という。)」を運転し、温冷配膳車 3 台及びコンテナ 2 台を運搬する。

区間：「厨房」から「おおぞら A 棟」經由「おおぞら B 棟」までの間往復

イ 徒歩で下膳車 2 台を運搬する。

区間：「厨房」から「おおぞら A 棟」及び「厨房」から「おおぞら B 棟」の間往復

ウ 上記ア及びイのほか、運行管理に必要なトラックの点検・整備、清掃管理、事故対応、給油等を行うものとする。

(2) 業務日程

原則として、毎日とする。

(3) 業務従事時間

業務従事時間は次のとおりとし、当該業務従事者が通所利用者送迎車両運転業務を兼ねる場合は、双方の業務に支障を来さない範囲内で時間調整できるものとする。

ア 6 時 4 0 分から 8 時 4 0 分 (2 時間)

イ 1 0 時 4 5 分から 1 3 時 2 5 分 (2 時間 4 0 分)

ウ 1 6 時 5 0 分から 1 8 時 5 0 分 (2 時間)

6 業務従事者等

(1) 業務従事者は、マイクロバス又はトラックの運転に必要な資格を有する者とし、心身ともに健康で、障害を有する者（主として知的障害者）に対する理解及び良識のある者であること。

(2) 業務従事者は、業務実施責任者である業務管理責任者の指示により業務に従事すること。

(3) 受託者は、業務従事者の健康管理に十分注意することとし、必要に応じ健康診断を行う等の措置を執り、安全な運行が行えるようにすること。

7 業務に関する注意事項

(1) 車両運行開始前に道路運送車両法第 4 7 条の 2 に定める日常点検整備を行い、運行終了後は車内外の清掃を行った後、所定の位置に駐車するものとする。

(2) 運行中は関係法令等を遵守し、安全運転に心がけるものとする。

(3) 始業点検及び運行中において故障等が発生した場合は、直ちに適切な処置を行うとともに、香川県ふじみ園に報告するものとする。

(4) 給油は、必要に応じ、随時行うものとするが、利用者が乗車した状態で行ってはならない。なお、給油所は香川県ふじみ園が指定するものとする（契約によってセルフによる給油となる場合がある。）。

(5) 業務従事者は、業務を実施したときは、所定の様式により、香川県ふじみ園に報告するものとする。

(6) 当日の業務を行う業務従事者の健康状態等により、業務を行うことが危険であると香川県ふじみ園が判断したときは、香川県ふじみ園は、その業務従事者に業務を行わせないことができる。

(7) 香川県ふじみ園は、必要に応じ、受託者に業務従事者の健康診断書の提出を求めることが

できるものとする。